

第6日目（6月13日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田 清 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	中村 和彦	総務課行政担当係長	林田 孝行
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第2回波佐見町議会定例会第6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案第1号

○議長（川田保則君）

これから議事に入ります。

日程第1. 議案第36号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第36号について御説明を申し上げます。

平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は次の定めによるところであります。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,300万円とします。

今回の補正は、国、県の補助金内示により、予算計上が必要なもの、それから、さきの熊本地震によります被災の支援対策、その他喫緊の事業実施が必要なものについて補正計上させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。13款、国庫支出金でございますけれども、1目、総務費国庫補助金につきましては、マイナンバーに対する事業につきましての国の内示増額がっておりますので、223万8,000円の増額をいたしまして、782万1,000円としております。

それから、2目の民生費国庫補助金につきましては、子育て支援関係で二事業の新規内示

があつてございます。その2事業につきまして、それぞれ112万5,000円、それから341万2,000円の合計453万7,000円の増額補正をいたしております。

7ページについて御説明申し上げます。

7ページにつきましては、14款、県支出金、2項、県補助金、1目の総務費県補助金でございますけれども、21世紀まちづくり推進総合事業費といたしまして、中尾郷の山神社の整備に係る補助金でございます。この内示があつてございますので、予算計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

2款、1項、6目、企画費の19節、負担金、補助金でございますけれども、先ほど歳入の件で申し上げました21世紀まちづくり支援事業補助金、これは先ほど申しましたように、中尾郷自治会が山神社改修事業として行われる事業につきまして、町及び県の補助金総額187万8,000円、これは景観資産として県に登録されている物件でございます、その整備に係る事業補助金でございます。

それから、8目、諸費でございますけれども、それぞれ9節から26節まで計上させていただいておりますトータルの220万2,000円は、熊本地震に対する救済対策費の所要経費を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の委託料につきましては、マイナンバーの発行業務に対する委託料、これは全て国の補助金でございますけれども、これにつきまして増額計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

3款、2項、1目、児童福祉総務費、これは先ほど歳入の際で申し上げました子育て支援関係の2事業につきまして、それぞれ国が4分の3、町が4分の1の補助事業でございます、その補助金について、それぞれ計上をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

7款、1項、4目、陶芸の館管理費でございますけれども、陶芸の館のそれぞれの施設でございますが、高圧受変電設備の改修と、それから空調設備、それぞれ業者のほうから非常に危険な状態であるというふうな指摘を受けておりますので、シーズン前に改修を行いたい

ということで、それぞれの工事費合計で919万7,000円の補正計上というふうになっております。

以上でございます。慎重審議、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

11ページですけれども、民生費、児童福祉費のさっきの二つの項目ですけれども、一つは放課後児童クラブの事務機器の導入ということ、それから2項目が保育所業務等の効率化事業ということですが、この導入によって、どういう軽減がされるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまのこの2件の分でございますけれども、まず一つ目の児童健全育成対策費補助金、いわゆる放課後児童クラブに対する事務機器の導入ということでございますけれども、これは先ほど議員さんがおっしゃったとおり、事務機器の費用の補助ということで、支援員さんの業務負担の軽減に資するためということで、一つのクラブに対して50万円の補助予算をちょっと組んでおります。

I C T機器ということでありますけれども、例えばパソコンとかプリンター、あるいはタブレット端末、それからソフトウェア等でございます。

その次の保育対策総合支援事業費補助金、保育所等の業務効率化事業ということで、これも大体一緒のような事業でございます。保育所等におけるI C T化を推進しまして、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的としております。

保育所の業務においては、負担となっております書類作成、その業務を容易にするために保育業務支援システムというソフトウェアを導入していただくと。これに必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費等の費用を補助するものでございます。これによって、保育士さん等の業務がかなり軽減されるのではないかと期待をしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

9ページ、2款、1項、6目の19節です。先ほど説明いただきましたけども、中尾郷の、19節の21世紀まちづくり支援事業補助金ですね。中尾郷の山神社をどのような改修をされるのか、そしてまた、先ほど景観に関するものと言われましたけど、そのほかにはどういうものがまた予定されているのかどうか、その辺も含めてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、長崎県まちづくり景観資産登録でございますけれども、平成28年3月8日付で登録をされたものでございます。今回、長崎県の景観のアドバイザーの派遣をいただいて、その内容等を精査の中で、今回の改修というような格好になっております。

内容につきましては、壁がトタンで一応されていたとか、屋根からの雨漏りがしてその分の瓦のふせかえ、こういったものを総合的に行うということになっております。

ちなみに、事業費としましては、県が3分の1、町が3分の1、そして地元が3分の1というような格好になりますので、約280万程度の事業費というような格好になっております。

そのほかの事業計画でございますけれども、現在のところ申請が上がってる件数はございません。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、9ページをお願いします。

9ページの寄附金の中に、今回、熊本地震の義援金の寄附金が50万ほど上がっておりますが、この50万になったいきさつというか、なぜ50万なのかというのを教えてください。積算に根拠があるのか。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは過去のいろいろな震災の関係で、全国とか九州とか、そういう中で九州の同じ町村を抱えてる、その町村会の事務局が過去のあれをして、この金額あたりが妥当じゃないかということで、あとは若干ところによって違うところ、大分県は若干自分たちのところもちょ

っと被害があつたりしますので軽減された形で、あとはほぼ一緒の形です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

12ページの7款、1項、4目の陶芸の館ですけれども、今回、工事請負費の高圧受変電設備、それから空調919万7,000円が上がっておりますが、27年度も冷媒ガス設備工事で520万ほど整備されております。今回の工事と空調設備改修工事となっておりますが、前年度の工事の分との兼ね合いとか何とかもあるのか、この空調設備だけ改修となっておりますが、かなり全体的に老朽化が進んでると思うんですけれども、以前からここは故障が非常に多かったところなんですけれども、現在のこの空調設備としてあるのが、どの程度の内容の工事なのか、今後もさらに大規模改修がやはり必要となってくるのか、この辺ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

陶芸の館の空調設備に関しては、陶芸の館は2系統のエアコンの空調設備が整備をされております。去年、平成27年度については、北側の系統が故障した、氷蓄熱の設備が配管に穴があいて故障しまして、緊急的に工事を行ったところです。

そのときにもう一つの系統、南側の系統を点検をしてもらったところ、南側の系統についても、もう一刻を争うぐらい老朽化して危険な状態、いつ故障してもおかしくない状態というところで診断がされて、今回計上しているものです。

耐用年数的には7年から10年の耐用年数ということで、平成14年にこの設備を新設しております。順次27、28年、改修をするというふうな計画で計上しております。

以上です。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

14年に大規模な改修をされて、今回、もう時間も10年以上経っているわけなんでしょうけれども、今後、今回の27、28を東側と南側の2系統の分を改修をすれば、当分、ある程度、改修の見込みとか、突発的なことは別として大丈夫なのか、その辺の状況も教えていただきたい

と思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、今回2系統改修することによって、ここしばらくは大規模な改修というのはいらないというふうに業者のほうからも聞いております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

済みません、今の冷房の件の関連なんですけど、これは改修と言われましたけど、新設した場合とはかなりの差があるんでしょうか。改修にしてはすごい高いなというイメージがあるんですけど、新設した場合にはどうなるのかとか、そういう検討をされたのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

当時平成14年に新設したときは、当時の価格で1,800万ぐらいの新設備の改修費がかかっているんですけども、当然ながら、改修したほうが中身の冷媒の管を丸ごときれいに置き替えるという改修工事で、外側のしっかりしてる部分までは改修する必要はないということで診断されていますので、そこの中をかえることでコスト的にもすごく有利で、全体を改修するよりは安価にできるということで説明を受けております。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号

日程第2. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて、御提案を申し上げたいと思います。

2ページをごらんください。

専決第1号、専決処分書。波佐見町税条例の一部を別紙のとおり専決処分する。

専決理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ28年の3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴います改正でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

主に、改正点としては4点ございます。一つ目が、固定資産の非課税の適用を受けようとする者の申告関係。二つ目につきまして、固定資産の課税を各自治体の実情に応じて軽減できる特例措置、いわゆるわがまち特例の改正が二つ目です。三つ目につきまして、新築の固定資産の減免規定の改正。四つ目、最後でございますけれども、町たばこ税に関する経過措置の修正の4点でございます。

まず、1点目の固定資産の非課税の適用を受けようとする者の申告関係でございますけれども、第1条中の第56条と第59条がこの関係の条項となります。第56条は、学校法人や医療法人などに自分の固定資産を無料で貸し付けを行っている場合に、必要書類を提出すれば非課税にできるという条項でございます。

同じく第59条は、その適用を受けなくなったときに、つまり無料じゃなくて有料で貸し付

けを行うようになったときに、その旨を申告をしなければならないという条項でございます。二つの条項とも、法の改正によりまして、新たに16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する者に限る）が追加となっております。

また、機構の名称の変更で、福祉機構というのが、安全機構という名称の変更があらるところでございます。

続きまして、2点目でございます。いわゆる、わがまち特例の改正でございます。3ページの中段あたりにございますけれども、附則第10条の2の条項がこの規定になります。

改正によりまして、今までは12項目あったものに新たに七つの項目が追加があらっております。中段上方の「附則第10条の2第4項」の行から、下から3行目の「7、法附則第15条第29項」までが、わがまち特例の改正になる部分でございます。

それでは、新たに追加された項目でございますけれども、18、法附則第15条第42項、これは都市再生特措法によります誘導事業で、この事業について導入された試算について、5分の4に減免するというものでございます。

続きまして、10、法附則第15条第33項第1号のイとなっておりますけれども、イにつきましては太陽光でございます。その次続きまして、ロとなっておりますけれども、ロは風力でございます。2号のイが水力、ロは地熱、ハはバイオマスとなっております。自然エネルギー関係のそういった施設を増築、新築した場合に減免するということになっております。

太陽光と風力は3分の2に減免、水力、地熱、バイオマスについては2分の1に減免するということでございます。

法附則第10条の2の7点目の追加でございますけれども、7、法附則第15条第29項、これは津波対策用に供する償却資産となっております。こちらについては2分の1に減免ということになっております。

続きまして、3点目の改正でございますけれども、新築の減免規定の改正でございます。附則第10条の3の第8項第5号の「費用」の後に「令附則第12条第36項に規定する補助金等」の追加がされております。これは、20年4月1日以前からある住宅で、外壁、窓等の熱損失防止工事を行った住宅については、改修工事を行った翌年の固定資産を3分の1に減額するというものでございます。

今回の改正によりまして、国または地方公共団体から補助を受けて、その補助を控除した

残りの50万以上を超える工事が対象となるというふうに改正となっております。

最後に4ページ目でございます。第2条でございます。これは町たばこ税の改正でございますけれども、葉巻たばこの3級品のたばこ税の特例が、今年度から3年かけて廃止されることに伴いまして、27年3月31日に改定した条例にちょっと不備な箇所がございます、そこを改正するものでございます。

附則としまして、これらの改正は28年4月1日から施行されますが、第2条のたばこ税の改正については、公布の日からということになっております。

第2条としまして、第1条の固定資産に関する経過措置につきましては、28年以降の固定資産に適用することとして、27年度までの固定資産については従前のおりと。新たに新しく追加されたわがまち特例と新築の減免規定でございますけれども、28年4月1日以降に取得した固定資産について、29年度以降の固定資産が減免されるということでございます。

6ページ目以降は、新旧対照表となっております。

以上、御提案申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

3ページ、今説明いただきました3ページの中ほど、「附則第10条の2第4項中」のという部分があります。わがまち特例のということで説明がありましたが、もう少し説明をいただきたいのと、この条例に関する波佐見町の事例というのがあるのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

附則第10条の2がわがまち特例ということでございますけれども、今まで12項目ございました。今までの分が、水質汚濁防止法等で工場の施設等を整備した場合は3分の1と、それとあと、中小企業者が取得した大気汚染物質等の排出抑制に関する施設につきましては2分の1と、それと大気汚染物質、先ほどのですけども、土壌汚染物質の排出抑制に関する施設、それと下水道を使用するものが設置した除害施設と、あと、特定都市河川浸水被害対策に伴う雨水浸透施設については3分の2と、あと都市再生特措法の認定事業者が公共施設の用に

する家屋償却資産については5分の3、それとあと津波防災地域づくりに関する法律の協定避難小屋につきましては2分の1と、同じく附属する避難用に供する償却資産については2分の1と、それとあと、都市再生の協定の倉庫については3分の2と、水防法の地下街の洪水避難施設を防止するための施設については3分の2、あとフロンの使用に関する法律で、除去施設については4分の3、あと高齢者の住居の安定確保に関する法律ということで、そちらの対象になる施設としては3分の2ということで、今まであったものに先ほど御説明した七つの項目が追加されているわけでございます。現在の波佐見町の状況ということでは、この条例に関する特例を受けているというところは、太陽光の設置について3分の2と受けているものがあるだけです。あとにつきましては、波佐見町の規定の中では、今の現場の状況については適用を受ける施設はないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第38号

○議長（川田保則君）

日程第3. 議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

専決第2号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,900万円とします。

繰越明許費の補正第2条でございます。繰越明許費の変更は第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正第3条でございます。地方債の変更及び廃止は第3表地方債補正によるところでございます。

今回の補正は、27年度の一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減とそれに見合う財源補正、あわせて見込まれます決算余剰金の特定目的基金への積み立てが主でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。平成27年度第4号により御承認いただきました繰越明許費のそれぞれの事業につきまして、それぞれの事業費の実績と申しますか、繰越額がほとんど確定いたしましたので、そういった執行済額により、それぞれの繰越額の増減を行っております。特に11款、災害復旧費につきましては、村木川災害復旧工事において、さきの補正4号において繰越額の計上誤りであったため、正規額に専決補正をしたところでございます。さきに2,050万の繰越額でございましたけれども、今回4,914万9,000円に補正をさせていただきます。

第3表地方債の補正でございます。1の変更については、それぞれの事業実施にあわせて借入可能な充当率で増減を行っております。なお、起債の方法、利率、償還方法については変更はございません。

2の廃止については対象事業がないということで、廃止とさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

この後、歳入歳出予算については、それぞれ担当課から説明をいたしますけれども、ページが前後する場合がございますので、御了承をお願いいたします。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税、この14ページから15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、それぞれの国からの譲与税あるいは交付金等につきましては、3月の最終交付実績に基づきまして、それぞれの増減額を計上しております。

続いて19ページをお願いいたします。

6款、1項、1目の地方消費税交付金でございますけれども、これも先ほど申しましたように、最終的な交付実績にあわせて今回4,191万6,000円の補正増で、最終的に2億7,901万6,000円の額を計上させていただいております。

20ページをお願いいたします。

7款、1項、1目、自動車取得税交付金、これも3月最終交付実績により増額計上させていただいております。

次のページ、9款、1項、1目、地方交付税でございますけれども、3月に特別交付税の最終交付がございまして、その交付実績にあわせて最終補正、今回2,719万5,000円の増ということで、最終的な計上額が19億3,326万2,000円という額に補正でございます。

35ページをお願いいたします。

16款、1項、2目のふるさとづくり応援寄附金でございますが、これは3月末までの、いわゆるふるさと納税額についての計上でございます。今回267万8,000円の増額で、最終的には1,267万8,000円の寄附金ということになります。件数は917件でございます。

次ページをお願いいたします。36ページです。

繰入金でございます。補正第4号までに財源不足対策としまして計上しておりました財政調整基金及びふるさと創生基金からの繰入を行わないことといたしまして、それぞれ財政調整基金からは1,000万、それからふるさと創生基金からは100万の繰入を取りやめたところでございます。減じたところでございます。

次に39ページをお願いいたします。

町債でございます。7ページ地方債補正でも説明いたしましたとおり、各種事業の実施にあわせて借り入れ可能な充当率で増減を行っております。トータルで850万円の今回、補正減ということになります。

続いて41ページ、歳出のほうをお願いいたします。

2款、1項、5目、財産管理費、15節の工事請負費でございますが、旧公会堂東側排水路改修工事、これは実施をしなかったということで200万円の減額、これは旧公会堂の改修と

一体的な整備を行うということで、事業実施を行わなかったということで減額いたしております。

それから、25節の積立金でございます。庁舎建設基金に1億円を積み立てることにしております。

それから6目、企画費でございますが、18節の備品購入費マスコットキャラクター製作購入費、これは前回の補正におきまして委託費に組み替えた関係で、18節につきましては減額補正、150万円の減額を行っております。

次のページをお願いいたします。

2款、1項、6目の19節負担金、補助金の中で、地域振興事業補助金でございますけれども、各自治会からの要望が非常に多くございまして、特に有線放送あたりの改修事業が増えてございまして、12月に取りまとめた段階で多かつたんですけども、実際実施ができなかったという自治会がございましたので、145万円の減額補正でございます。

それから10目、減災基金費でございますけれども、これも決算余剰金を見込みまして、今後増えるであろう起債残額、今後の繰上償還に対応するために、基金積み立てを6,000万積み立てることにしております。積み立て後は3億1,670万になる見込みでございます。

それから15目、ふるさとづくり応援基金でございますけれども、いわゆる、ふるさと納税をいただいた分から諸経費を除いた分について積み立てを行う関係で、340万6,000円の積み立てを行う予定でございます。

それから16目、定住促進事業につきましては、それぞれの申請が上がりました残りの実績残、事業費残につきまして、報償費それから補助金、奨励金それぞれ減額をさせていただいております。なお、空き家改修事業補助金については、申請物件がございませんでしたので、これも満額250万円の減額でございます。

以上、企画財政課所管の事業について御説明を申し上げます。

○議長（川田保則君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、税務課関係でございます。10ページ目にお戻りください。

歳入でございます。1款、1項、1目、町民税関係でございますけれども、個人と法人がございまして、それぞれの種の決算を見込んで、補正を上げさせていただいております。個人につきましては359万補正をしまして4億3,219万と、それと法人につきましては2,370万を

補正をいたしまして8,810万ということで、補正をいたしております。

続きまして11ページ目でございますけども、固定資産税でございます。こちらについても、決算を見込んでの補正でございます。384万6,000円補正をいたしまして、6億3,457万6,000円ということで補正を行っております。

続きまして12ページ目でございます。

軽自動車税でございます。こちらにつきましても、決算を見込んでの補正でございます。2,000円減にしたところの4,288万8,000円の決算見込みで行っております。

続きまして13ページ目でございます。

こちらにつきましても、町たばこ税でございますけども、こちらも決算を見込んでの補正でございますけども、102万1,000円減額したところの8,967万9,000円ということで調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の内容の主なものについて説明をいたします。

補正予算書では62ページをお願いいたします。

9款、1項、1目、常備消防費、補正額で675万円の減額をいたしております。13節の広域消防業務委託料を675万円減額をいたしております。この減額の中身につきましては、平成27年度と28年度に主体的に整備がなされました東消防署の改築事業、それから広域の消防無線のデジタル化の事業、大きなものが二つございましたけれども、その入札発注に伴います実績によります減額の分が675万ということになっております。

続いて、2目、非常備消防費の9節、費用弁償費として107万円を減額をいたしておりますけれども、これは火災等の出動手当の減額等によるものでございまして、見込みよりも火災が少なかったということで減額をいたしております。

総務課のほうからは以上でございます。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず24ページをお開きください。

11款、2項、1目、民生費負担金、3節の児童福祉費負担金、これにつきまして保育所負

担金で936万8,000円の減としておりますが、いわゆる保育所負担金といいますのは保育園の保育料のことでございます。26年度実績によりまして予算を計上していましたが、27年度から新制度の移行によりまして、保育料基礎額が低くなっておりますことに加え、保育料の額に多子世帯の軽減が加わったことで、トータルで936万8,000円の減としております。

続きまして27ページをお開きください。

13款、1項、1目、民生費国庫負担金、1目の障害者自立支援給付費負担金でございます。障害福祉サービス費756万2,000円の減としておりますけれども、これは27年度事業実績に基づく国庫負担金の減でございます。

それから3節、児童福祉費負担金、この中で過年度保育所運営費ということで185万4,000円増額をしておりますけれども、これにつきましては、26年度の保育所運営国庫負担の実績報告に基づきまして、国庫負担金が増額しております。

それから4節、児童手当費負担金でございます。児童手当費で116万の減といたしておりますが、これにつきましては、歳出で出てきますけれども、児童手当費の減による国庫負担金の減額でございます。

次ページ、28ページをお開きください。

13款、2項、1目、総務費国庫補助金、2節の戸籍住民基本台帳費補助金、これは社会保障・税番号導入事業費で362万3,000円の減といたしております。これは10割の補助金でございますけれども、平成27年度の業務実績に応じまして、国庫補助金を減額しております。

続きまして、2目、民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金でございます。説明のほうに6項目内訳を記載しておりますけれども、トータルで115万の減額になっております。これも27年度の事業実績に伴うものでございます。

続きまして31ページをお開きください。

14款、2項、2目、民生費補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。福祉医療費（心身障害者）の分でございますけれども、103万1,000円の減でございます。歳出で出てきます福祉医療費の事業実績に基づく減でございます。

それから次の2節、児童福祉費補助金、この中で一番上の福祉医療費の117万7,000円の減でございます。ここに書いてありますとおり、これは乳幼児、母子、父子家庭、寡婦のところの世帯の医療費の支援事業でございますけれども、これも歳出で出てきます事業実績に基づきます県費補助金の減でございます。

その下の3目、衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金、511万1,000円の減としておりまして、そのうち再生可能エネルギー等導入推進基金事業費ということで377万6,000円減をしておりますが、これにつきましては、グリーンニューディール基金を活用しまして、本町の体育センターに太陽光パネルを設置しておりますけれども、これが指名競争入札によりまして、安価で契約が締結できておりますので、事業費の減となっております。それに伴います県費の減額でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、45ページをお開きください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、13節. 委託料でございます。社会保障・税番号通知カード発行業務委託料362万3,000円の減としておりますが、これにつきましては、いわゆる通知カード及び個人番号カードの発行業務につきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに委託料として交付しておりますけれども、27年度の当初予算を525万6,000円と計上をしておりました。それから12月の国の補正予算の成立を受けまして、253万2,000円追加補正をしたところでございまして、トータルで778万8,000円の交付決定ということになっておりました。しかしながら、ことしの4月に入りましてから、総務省より通知が来まして、27年度の交付決定額から実績額を差し引いた差額をそのまま次年度に繰り越すというふうな措置がとられたわけでございます。本町としましては、この差額分が362万3,000円ということとなりましてけれども、財政との協議で、この差額については全て27年度で減額するというふうな措置をとらせていただきました。

それから47ページをお願いします。

3款、民生費、1項、3目、障害者福祉費でございます。20節. 扶助費でございまして、説明欄に、まず福祉医療費189万9,000円の減、それから日常生活用具給付費106万6,000円の減、介護給付費750万6,000円の減、訓練等給付費707万6,000円の減というふうにしておりまして、これにつきましては、平成27年度におきます各障害福祉サービス費の実績に伴う事業費の減でございます。

それから、次ページの48ページをお願いします。

3款、2項、1目、児童福祉総務費、20節. 扶助費、福祉医療費255万7,000円の減といたしております。これにつきましては、就学前の子供さんを持たれる家庭の医療費の助成をしておりますけれども、この医療費の請求が昨年よりもちょっと少なくなっておりまして、255万7,000円を実績に伴いまして減額をしております。

それから、2目の児童措置費、20節. 扶助費、こども児童手当143万5,000円を減額をいたしております。これも27年度の児童手当費の請求の減ということで、事業実績に伴います減でございます。

次ページの49ページをお願いします。

4款、1項、5目、環境衛生費、15節. 工事請負費でございます。体育センター太陽光発電設備等設置工事377万6,000円の減でございますが、歳入で申しましたとおり、これは国の10割補助でございますけれども、指名競争入札によりまして安価で契約締結ができておりますので、減額となったもので、これから差し引いております。

それから、59ページをお願いします。

8款、3項、2目、河川公園整備事業費、13節. 委託料でございます。樹木管理委託料で138万2,000円の減といたしております。これはいわゆる桜づつみの河川公園の整備事業費でございますけれども、昨年度はシルバー人材センターさんに依頼をしました関係で、それでもちょっと安価でできておりますので、その事業実績に伴う事業費の減でございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

それでは、健康推進課関係の説明をさせていただきます。

歳出のほうでございます。49ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項、2目、予防費のうち、13節のインフルエンザワクチンの接種委託料を155万円減額するものでございます。これは、接種料金の増額に伴って、2号補正において委託料を増額をしておりましたけれども、補正計上後、ワクチン1本から2人分の接種ができたということによりまして減額するものでございます。

また、3目の母子衛生費についても実績による増減を行っておるところでございます。

健康推進課関係は以上です。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、水道課に関するものを御説明申し上げます。28ページをお願いいたします。

歳入でございますが、13款、2項、3目、衛生費国庫補助金でございます。実績による浄化槽設置補助金を減額するものでございます。353万8,000円を減額いたします。当初40基予

定しておりましたけれども、27基の実績によるものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

14款、2項、3目、衛生費県補助金です。先ほど申し上げましたとおり、浄化槽の補助金です。40基から27基の実績による減額です。133万5,000円の減となっております。

次、49ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款、1項、5目、環境衛生費の19節、浄化槽設置整備事業補助金によります減額が631万円、実績による減額です。先ほど申し上げましたとおり、40基の予定が27基になったということです。

56ページをお願いいたします。

7款、2項、1目、工業用水道費、19節、負担金、補助金及び交付金によるものですが、工業用水道事業会計補助金、当初1,000万予定をしておりましたけれども、実績により450万円を減額するものでございます。

60ページをお願いいたします。

8款、4項、4目、下水道費、実績見込みによる減額を行います。公共下水道事業特別会計繰出金です。142万8,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の予算を御説明をいたします。

51ページをお開きください。

農林水産業費でございます。3目の農業振興費の中の13節、委託料146万9,000円の減でございますが、これは有害鳥獣捕獲対策委託料ということで猟友会のほうに委託をいたしている予算でございます。参考までに27年度捕獲頭数を申し上げますと、イノシシが734頭、アナグマが40頭、アライグマが54頭となっております。26年度よりもちょっと倍増をいたしておるといってございます。

それから、その下の19節でございます。

637万6,000円の減でございます。一番上の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、これはワイヤメッシュの設置事業でございます。27年度は8地区9カ所に設置をいたしております。距離で申し上げますと、8,075メートルということになっております。

それから、一番下の5目、土地改良費、19節の105万円の減でございます。小規模農林事業補助金でございますが、27年度実績につきましては、11カ所に補助金を出しております。内訳を申しますと、災害復旧が2カ所、道路整備が3カ所、排水整備が5カ所、ため池整備が1カ所ということになっております。

次のページをお願いします。52ページです。

6目、水田農業対策費の19節、184万5,000円の減でございます。環境保全型農業直接支払交付金133万5,000円の減でございます。これは実績による減でございますけども、有機農業とか、IPM農業を各集落組織のほうに交付をいたしておりますが、その分の実績減でございます。

それから、7目の農村環境改善センター管理費でございます。これは、27年度12月補正で予算化をさせていただきました。委託料を当初300万、工事費を1,100万予算を上げて、3月議会に繰り越し予算として御承認をいただいとったものでございますが、委託料が若干不用額がめどが立ったものですから、今回委託料を210万円の減、その分を工事費に210万の増ということで予算の組み替えをさせていただいております。

農林課は以上でございます。

○議長（川田保則君）

説明の途中ですが、しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

商工振興課関係を説明いたします。32ページをお願いいたします。

14款、2項、5目、商工費県補助金、この中の21世紀まちづくり推進総合事業費308万4,000円の減額については、当初要望額に対して県の補助金額の減額によるものです。

続きまして、54ページをお願いいたします。

7款、1項、3目、観光費の中の15節、元気な観光地応援事業観光施設整備工事について

は、先ほどの21世紀まちづくり総合補助金の中の元気な観光地応援事業というメニューでありまして、県の補助金で採択されなかった分、町境の歓迎等の看板とWi-Fiの工事費の一部について採択されませんでしたので、その分の減額となっております。

以上です。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、建設課関係の主なものの説明をさせていただきます。

58ページをお願いします。

8款、2項、3目の道路橋梁改良費でございますけれども、今回17節、公有財産と22節の補償費が実績によりまして残が出ました関係で、工事費に組み替えを行っております。

続きまして、次のページの59ページ、8款、3項、1目の河川総務費でございますけれども、ここに15節の工事費を計上しておりましたけれども、今回、村木川を整備するようにはしておりましたけれども、ご存じのとおり28年災で災害で対応したというようなことから、未執行というか、執行しなかったということで、200万の減額というようなことでしております。

それから、61ページでございます。

まず、8款、5項、1目の住宅管理費でございますけれども、15節の工事請負費で169万8,000円の減額をいたしております。これは実際、町営住宅の10団地を管理しておりますけれども、目的に沿ったところの維持管理に努めて、今回、この分の実績によりまして減額になったというようなことでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

公共土木施設災害復旧事業費でございますけれども、15節に113万1,000円の増額をしておりますけれども、今回、3月の査定の折に決定いたしました金額を確保するということから、113万1,000円を増額というようなこと、それから工事雑費等を計上するようになっておりました関係で、今回、11節、12節に計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会関係の補正について御説明します。

歳入歳出それぞれ主なものについて説明をいたします。歳入の28ページをお開きください。

13款、2項、6目、教育費国庫補助金については270万9,000円を追加し、2,630万1,000円としています。主なものは、1節. 教育総務補助金、幼稚園奨励費として327万3,000円の追加としております。これは対象園児世帯の確定に伴う補助金の交付確定によるものですが、27年度は制度改正がありまして、低所得者世帯の補助単価が改正され、補助金が増額をしたものでございます。

また、4節. 社会教育費補助金については、補助対象事業費の実績に係る補助金の確定によるものでございます。

32ページをお開きください。

14款、2項、8目、教育費県補助金については44万1,000円を追加し、581万9,000円としております。主なものは、1節. 社会教育費補助金、史跡等保存整備事業費として151万5,000円の追加としておりますが、これは県の助成金について国庫補助率の5%相当を計上してはしておりましたが、実績として補助対象の10%が交付されたことによる差額分の計上をしてるものでございます。その他の費目については、補助金の確定によるものでございます。

それでは、歳出63ページをお開きください。

歳出10款、1項、2目、事務局費については、補正102万円を減額し8,575万円としております。主なものは、19節. 幼稚園特別支援教育補助事業費補助金の100万円の減額としており、これは補助対象とならない特別な支援が必要な園児について、幼稚園が補助事業同等の事業を実施する際に、町が単独として助成することで100万を計上してはしておりましたが、実績がなかったことから全額100万を減額してしております。

64ページをお開きください。

10款、2項、1目、東小学校管理費について114万5,000円を減額し、2,169万1,000円としております。これは、13節. 委託料、通学車両運行委託料について、永尾分校閉校に伴う1、2年生の通学に対しタクシー運行を行ってはおりましたが、復路の分について2回を計上してはしておりましたが、学童保育に通われる児童が多かったため、その部分の確定によりまして、減額としております。

同じく3目、東小学校整備費については、補正前378万円から全額を減額してしております。これは、東小学校プール改修に伴う実績を計上してはしておりましたが、28年度に実施することで28年度に予算化を伴いましたので、この部分を27年度減額したものでございます。

同じく5目、中央小学校管理費でございますが、160万円を減額し、3,131万8,000円としております。これは、11節、需用費の減額によるもので、それぞれの事業費の確定によるものでございます。

67ページをお願いいたします。

10款、5項、2目、保健体育施設費について136万8,000円を減額し、補正後561万5,000円としております。主なものは、鴻ノ巣グラウンドの電気料実績による光熱水費の85万円の減、また、3目、体育センター管理費については、床改修工事費の確定により、13節、15節の減額となっております。

以上で教育関係の補正予算を終わりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

41ページ、2款、1項、5目の1節の報酬で15万9,000円、この庁舎建設検討委員会委員報酬が減額されてますけども、会が開かれなかったんだらうと判断しますけども、これはなぜしなかったのか、1回分なのか、その辺をお尋ねします。

25節の積立金1億円についてなんですけども、庁舎建設基金積立金、これにより、現在幾らになるのかをお知らせください。

次に、45ページをお願いします。

2款、3項、1目、13節ですね。説明にありましたけども、現在、個人番号カードは幾ら発行されているのかお尋ねします。全部発行した場合は幾らになるのかもお尋ねしたいと思います。

それから、49ページをお願いします。

4款、1項、5目の環境衛生費の中の浄化槽設置のことなんですけど、40基を予定して27基が申請されたということだと思いますけども、これはあとの13基についても浄化槽に変えなきゃいけないのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、41ページでございます。

2款、1項、5目、財産管理費の中で庁舎検討委員会の報酬、開かなかったのかという御質問でございますけれども、これは3回開いております。3回開きまして、中には欠席もございますので、その中の執行残を今回、予算整理ということで減額させていただいております。

それから、庁舎建設基金の積み立て後の額についてでございますけれども、およそ4億5,050万になるところでございます。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の委託料のところ、現在の個人番号カードの交付状況ということのお尋ねでありましたけれども、対象者は全人口になりますけれども、このうち個人番号カードの申請をされた方は、5月31日現在なんですけど777名で、役場のほうで受領したのが699、そのうち交付に至ったのが532ということで、全人口からすると、まだ5%程度でございます。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

49ページです。

先ほど、太田議員のほうより環境衛生費の浄化槽ですね、40基当初計画をしておったのが27基、あと13基はほかに回さなかったのかということでしたけれども、一応、当初の計画として、ことしは40基ぐらいつくだらうということで、2月の予算の計画のときにしておりますけれども、やっぱり個人の負担もあるということで、無理にはこちらから言えないと。あくまでも申請主義ですので、業者のほうにはあとまだ13基分残っているので頑張ってほしいとは言うんですけども、やっぱり申請がそれだけしかない。これは浄化槽だけの補助金ということで、そういう結果になっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

42ページをお願いいたします。

2款、1項の16目、これの空き家改修事業費の補助金で250万、これは申請が全然なかったということだったんですが、これはなんで申請がなかったんでしょうか。内容的に、私はいいかなと思ったんですけど、そこをどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

若干、制度をつくるのが遅かった部分で周知がうまくいってない部分もあろうかと思えますけれども、詳細についての分析は、現在のところ残念ながらしておりませんが、今後の成果説明の中でも、そういったできなかった理由ということについて、ちょっと分析をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

1点だけ。42ページをお願いいたします。

2款の総務費の中で、19節のところで、有線放送のことが説明がありまして、12月に要望があったんですけど、なかなかできなかったということなんですけど、その説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この補助金につきましては、毎月開いております自治会長会の中で、要望を前年度に取りまとめ予算計上をさせておりますが、先ほど申しましたように、こういった有線放送についての要望が非常に多くございました。そういった兼ね合いで上げてみたものの、やっぱり実施者の負担もありますので、次年度に向けて取り組みたいというところもあったのかなというふうに判断をしておりますが、積極的に今後も要望があれば採用をしながら補助の対象としていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 藤川議員。

○6番（藤川法男君）

その中で、有線の今の負担金あたりはどういうふうになっておるんでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

自治会ごとに、高齢化比率なり、あるいは人口等のポイントといたしますか、そういったものをつけながら補助率に若干差をつけております。いわゆる過疎といたしますか、小さな集落であれば補助率が40%であるとか、あるいは30%、メニューごとにそれぞれの補助率を決めておりますので、今手元に詳細な補助率を持っておりませんが、そういったもので補助をさせていただいているところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

52ページです。6款、1項、7目、13節。委託料。この委託料の210万が、委託業務設計が減ったから改修費に回ったということですが、この改修費のために委託をして、改修をどのくらいするかという改修だったと思うんですよ。ですから、改修費にまた入れたということは、別に生じた暖房があったのかどうか、そこをちょっと御説明をお願いします。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

改善センターの冷房機の改修工事ですが、当初は委託業務として300万、それから工事費として1,100万計上いたしておったんですが、300万の委託費が若干かからないというようなことで、90万程度で済むだろうというようなめどが立ったものですから、その分を工事費はどれくらいかかるか、まだこの時点でははっきりしてなかったということで、その分を余った分を工事費に組み替えたということでございます。

新たに工事が生じたという部分はございません。

○議長（川田保則君） 大久保議員。

○11番（大久保 進君）

工事費が前上がったわけですが、1,100万円。それでまた工事費の改修に回したというから、何のために回したのかということは、もう前、予算は立っているわけですよ。調査費がいったのかと思ったんです、たしか300万のですね。それで、210万が減ったからそれをまた改修費に回したというのは、何か合わないような気がするわけです。そのために、お聞き

しているんです。

工事費が高騰したのかどうか、ここら付近がちょっとはつきりせんですね。ですから、ちょっとお尋ねしよつとです。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

実施設計をしたときに、若干工事費が増額する可能性もあったものですから、その分を工事費のほうに回したということでございます。

○議長（川田保則君） 大久保議員。

○11番（大久保 進君）

その点がちょっと理解に苦しむんですが、初回の見積もりが、もし委託料がなかったというのを、補正で追加の費用が必要になったということで考えていいんですか。もしこれなかった場合、安価で済まなかったと、委託料が。そしたら、また別に補正予算を組んで210万要ったということの考えでいいんですか。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

繰り越し予算の総額は1,400万ということで確定をいたしておりますので、その予算の範囲で組み替えが可能だというふうに財政当局から聞いておりますので、総額を変えずに、その予算の範囲で組み替えたということでございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありますか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

10ページの歳入についてですけれども、法人税の法人割が2,300万ほど増えておるわけです。いつも町長たちがおっしゃるのは、波佐見焼の知名度が高まったということをいつも言われるわけですけれども、ここの2,370万のうち、陶磁器関連の法人あたりが伸びているのかどうか、陶磁器関連とそれ以外の割合としてはどれくらいなのかをお教えいただきたいと思えます。

○議長（川田保則君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今の石峰議員の御質問でございますけれども、法人の2,370万ということで補正額を上げさせていただいておりますけれども、この内訳としましては、大手企業の3月決算が大幅に見込み以上に上がってまいりまして、半分以上、1,500万ほど増額をしております。

それと、窯業関係ということでございますけれども、窯業関係につきましては、法人税を納めていただいている362社ございまして、窯業関係が114社、大体3割が窯業関係でございますけれども、その増額になっている部分は368万1,000円ほどございます。率で申したら15.5%ということでございますけれども、大手企業が大幅に上がっておりますので、最近の傾向を見たところ、窯業関係は徐々にプラスになっていってるという状況でございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

先ほど、藤川議員が御質問になられました有線放送の地元負担でございますけれども、補助率につきましては、有線放送関係につきましては、先ほど申しましたように、大体3クラスに分けてございまして、最も補助率がいいところにつきましては65%の補助をいたしておりますので、事業主体は35%の負担、それからA、B、Cに分けてますが、先ほど申しましたA地区が65%の補助、B地区が60%、C地区が55%の補助率で行っているところでございます。

それから、先ほど来から農林課長のほうに御質問がっております農村環境改善センターの事業費間の移動でございますけれども、補正前の金額につきましては、過去の補修費等を参考にしながら上げておいた工事費について、実施設計を行う段階で相対的な工事費が不足する部分について、執行残が出ます委託料の中から不足する工事費のほうに組み替えたという経緯でございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

25ページ、1項の使用料ですけれども、この中の4目、商工使用料、この温泉水の使用料につきまして、昨年の3月議会において条例改正を行われて、使用料が減額をされたわけなんですけれども、大体25年度、26年度は、条例改正前は450万から60万ぐらいの温泉使用料

があったわけなんです。今年度、27年度が406万当初予算を上げられまして、今回75万減額になっております。ということは335万程度、以前からしますと110万から20万ぐらいの温泉使用料が減額になったと。これは、条例改正に伴って減額になったものが原因なのか、それとも、温泉に来られる方が年間10万人程度といわれておりますが、これが若干減った関係もあって使用料が減ってきたのか、その原因を何なのかということをちょっとわかっておられれば、お教えいただきたいと思います。

それから、6目の教育使用料、ここの2節の社会教育使用料ですけれども、総合文化会館使用料が当初390万上がってございました。4号で90万減額されて、5号で21万1,000円減額、270万ぐらいになっておるんですけれども、これは減免する団体あたりが増えているのか、利用者が減ってきたのか、この辺の総合文化会館の使用料のことについてちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、47ページの2目、老人福祉費、この中の8節の報償費です。町ねりんピック実行委員会出務謝礼、これは47万7,000円の当初予算が上がってございました。それで、4,000円しか執行されなくて、今回47万3,000円を減額されるんだと。この4,000円は何に使われたのか、それとも47万3,000円が必要なかったのか、必要なかったからでしょうけれども、実行委員会そのものがされなかったのかどうか、その辺お教えいただきたいと思います。

それから、あわせて19節の負担金、補助金、元気高齢者拠点づくり事業補助金、これが丸々66万9,000円減額になっております。この減額された理由は何だったのかお教えいただきたいと思います。

それから、59ページの2目、河川公園整備事業費、この中の8節、報償費が31万減額になっております。維持管理奨励金ですけれども、これは愛護団体あたりの関係があつてということなんでしょうけれども、シルバー人材センターに委託したというふうなことで、これは愛護団体そのものが、そういうふうな河川を清掃する団体が極端に減ってきた関係から、こういう金額の減が生じたのか、その辺の原因がわかればお教えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

25ページの温泉使用料についてですけれども、おっしゃるとおり、使用料金の改正によります部分もございまして、前回の使用料が6,300トンほど26年度と比べて減少しております。そのあたりの理由を一番使っているところに聞いたところ、かけ流しの部分を平日を少

し絞り気味に、また土日を少し多めにということで、お客様のサービスが低下しない程度で、そういった節約といたしますか、絞っているということと、あと27年の途中で一部漏れている配管がありまして、その部分の改修をしたことでロスがちょっと少なくなったということ聞いております。

以上です。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

25ページ、12款、1項、6目、教育使用料の2節。総合文化会館使用料の減額についてでございますが、私もちょっと気になって調べたんですが、減免対象とか、対象の使用数は減ってないんですが、営利関係の使用数がちょっと大きく減っております。その理由についてまだ詳細に分析をしておりますが、通常町民の方が使う分はそう変わってないんですが、やはり外部から来て何かしらの販売をするとか、講習会をするとか、そういった営利関係の部分がひどく減っているということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、47ページの老人福祉費、8節。報償費の町ねんりんピック実行委員会出務謝礼47万3,000円の減でございます。これにつきましては、実行委員会の出務謝礼につきましては、県内というか、先催県の状況をちょっと担当のほう調べましたところ、実行委員あるいは運営委員と呼びますが、そういった委員の方の報酬については全然出してなかったと、無報酬ということで、今までもずっと先催県ではずっとやっていたということから、うちでも実行委員さんに関しては、ちょっと無報酬ということでお願いを差し上げたということでございます。4,000円の使途については、ちょっと詳細がわかっておりませんので、後だって御報告させていただきます。

それから、その下の19節の元気高齢者拠点づくり事業費補助金66万9,000円を減額しております。これにつきましては、県のほうから平成26年に全国的に少子高齢化、核家族化が進んで人と人とのつながりがちょっと希薄となっていると、こういうことからの地域において元気な高齢者が活躍する場をつくりなさいと、活躍できる仕組みを構築し、社会参加により、生きがい、健康づくりを促進しなさいということから、各市町に説明があったわけです。

波佐見町としましては、26年の2月に協議会を立ち上げまして、種々検討を進めてきました。検討する中におきましては、やはり波佐見町においても元気な高齢者の方が、例えば県のイメージでいいますと、コミュニティカフェということで説明があつておりましたけれども、そういった拠点をつくって、元気な方がちょっと語る場をつくり、引きこもりをなくすというような趣旨で、そういった拠点づくりが必要だろうというふうな話になりまして、その後、拠点となるような物件を探してまいりました。

まずは、公共施設のほうからずっと探したんですけれども、なかなかやっぱりいい物件とありますか、適当な大きさの部屋があいているような施設がなくて、それでは民間の空き家等をちょっと調べさせていただきました。企画のほうにちょっと問い合わせながら空き家の情報をいただき、その中で貸してもいいというような大家さんのところの物件を紹介していただきました。ずっと、場所も直に行ってみたり、画像で見たりしたわけですが、道端でなかなか駐車場もないといったような物件とか、あるいはかなり手を加えないと使えそうにないというような物件しかちょっとなくて、やはり多額の経費を要するような物件しかなかったものですから、この拠点づくりとなるような物件については、ちょっとなかなかこちらのほうで探し当てることができず、その関係で拠点づくりについては断念をしてしまったということから、拠点づくりの初期投資の66万9,000円については、丸々落とさせていただいた次第でございます。

それから、8款、3項、2目、59ページですね。ここの8節、報償費31万減額をしております。維持管理奨励金ということで、議員おっしゃるとおり、この桜づつみの管理につきましては、愛護団体をお願いをして維持管理等々をお願いしておりますけれども、大体これは全部で21区画ある中で、一つだけは早くから空きが生じておりました。去年は、加えて3カ所、人間が集まらんやっとなか、高齢化で手を引かせてもらいたいということで、全部で4カ所の空きが生じたわけでありまして。その関係で、その報償費が減ったということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

45ページ、もう一回、済みません、2款、3項、1目の13委託料の件なんですけど、先ほどは個人カードの話聞いたんですが、マイナンバーを取得をされてる方、これはもう100%なのか、どれぐらい今いらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、49ページ、先ほどの4款、1項、5目の19節、先ほどの27年度40基を予定されていたということなんですけども、27基がもう済んだと。あとどれぐらいが浄化槽として設置をしなければいけないと水道課のほうは思われているのか、その総数をわかれば、教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの52ページの件、もう一度ちょっとお伺いしたいんですけど、6款、1項、7目の13節. 委託料と15節. 工事請負費、もう一回ちょっと段階的に説明をいただきたいと思います。いまいち、ちょっと理解できてないんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

一番最初に御質問だったものは、通知カードの受け取り状況という……。 （「個人カード」と呼ぶ者あり）個人番号カードですか、通知カードではなくて。

通知カードは5,196世帯に送っておりまして、うち47世帯が戻ってきたということでございます。これは転出されたり、亡くられたりということもありますけれども、こちらのほうで再度また通知を差し上げても、なかなか受け取りに来られないということから、本当は3月末時点で国のほうからも処分しなさいということで通達が来ったんですけども、しばらくやっぱり待ってとってみようと、もう少し世帯数が少なくなってきたときには、係のほうからピンポイントで連絡をしながら、どういった状況にあられるのかというのをお尋ねしたいというふうには考えております。 （「何世帯かわかってないということですね」と呼ぶ者あり）役場に戻ったまま、受け取りに来られないということです。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

先ほどの太田議員の質問に関しては、調べて再度お答えしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

合併浄化槽の設置補助金は、公共下水道区域外の方が新築した場合に、小型浄化槽を設置

するとか、くみ取り式のやつを改修するとか、そういうところに出して補助をするわけです。これまでは、大体40世帯ぐらい、40基ぐらいずっと毎年申請が入っておったんです。ことしはたまたま少なくても27世帯、27基になったということでもあります。

御理解いただきましたかね。（「わかりました。もうよかです」と呼ぶ者あり）

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

済みません、説明がうまくできてないようでございますが、これは当初12月の補正で、設計業務委託料300万と工事費を1,100万補正で計上させていただきました。その後、今年度中、27年度中の施工は厳しいということで、1,400万の総額として繰り越しを御承認をいただいたところです。

その後、まずは設計業務の準備が先に来ますので、そういった業務委託料関係の調査等をして、おおむね90万程度で委託料が済むだろうというようなことで、その残額の210万を工事費に回したということでございます。

先ほど来、御質問あっておりますが、工事費が実施設計の段階で新たな補修が発生したとか、そういったことも想定をいたしまして、委託料の残りの分の210万を工事費のほうに組み替えをさせていただいたということでございます。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

補足説明をさせていただきますと、繰り越し予算につきましては補正がききません。一度繰り越すとですね。そういった観点から、全体的な予算が確保されている以上、先ほども課長が言いましたように、今1,100万の工事額をとっているわけでございますけれども、実施設計をした段階で、従来考えておったところ以外の不具合な部分が出てきた場合に対応するために、全体予算を確保するために、委託料を工事費にとりあえず予算組み替えをしまして、全体事業費を変えない中で事業を完成させたいという意向でございます。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

企画財政課長が答弁したとおりでございますが、要するに繰り越しをしましたので、もし実施設計を組んで不具合が見つかって工事額が増えるとしますよね。そうした場合には、もう繰り越しをしていますから補正はされないんです。ですから、委託料の分を、とりあ

えず減った分を工事請負費に回しておいて、執行して安くなれば、執行残として残っていくというような考え方。御理解いただきたいと思います。（「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

41ページをお願いします。2款の総務費の5目、財産管理費の、先ほども同僚議員から出ました積立金の庁舎積立基金の1億と、それから次のページの10目、減債基金の25節の6,000万に今度減債基金を積み立てておられるようですが、去年も多分質問したと思うんですが、この基金の取り扱いについて、もう少し丁寧な扱いがいいのかなというふうに思います。

というのは、この補正については、冒頭の企画財政課長の説明がありましたとおり、決算前の各事業の増減に基づく調整みたいな意味合いがありますので、各事業の執行残が増えた減ったというところが主なところでしょうが、でもこの基金については、剰余金が1億6,000万円ほどあるのを、それを余ったから専決で1億円と6,000万と分けましたということですから、それについては議会の予算主義の中で、1億を庁舎基金に回します、6,000万を減債に回しますという議論を経ずに専決でなされたということですから、どうも専決になじまないのかなというふうな感じがします。

よその議会を調べてみても、もう少し丁寧な取り扱いをしている議会もありますので、毎年こういうやり方をされますが、どうしてこういうやり方をされるのかというのが一つと、それから1億6,000万剰余金がある中で、どういう根拠で1億を庁舎積立金に、それから6,000万を減債基金のほうに回したのかっていう説明ができれば、この2点をよろしく願いします。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

まず、会計予算の制度というのが、本町はいわゆる3割自治で、そのほとんど、6割近くを国の交付金、それから補助金に頼っているわけです。今回の補正を見られてもおわかりのように、地方交付税あるいは各種交付金というのが、3月ぎりぎり決定が来るわけです。

予算を作成する場合においては、ある程度かたく歳入は見積もってつくるわけですね。予

算に穴をあけてはいかんもんですから。これは毎年のもので、どうしても3月にそういった国からの交付金、補助金等が決定してくるもんですから、ちょっとやむを得ない部分があるわけです。百武議員がおっしゃることはわかります。

例えば、繰り越しといて予算で積みなさいという考え方も一つあるかと思いますが、本来ならば、その年度において基金に積む予算を立てたいんですけど、先ほど申しましたように、自主的な財源が少ないもんですから、そうせざるを得ないということでございますので、そこはひとつ御理解いただきたいと思います。

それと何で庁舎の基金が1億か、あるいは減債費が6,000万かということでございますが、これは特定目的基金というのは、必ず将来において使いますよという、そういう目的を持って積んでいくわけです。庁舎の建設のほうはかなり大きな予算を要すると。積まれるときに可能だけ積んでおこうという考え方も一つあります。それと、起債の償還、将来的にずっと償還を見た場合に、特に最近公営住宅をずっとつくってございまして、将来かなり公営住宅の償還金が増えてくる。そうすれば、かなり財政を圧迫するような、あるいは指数も少し上がるようなことになってきますので、途中で繰り上げというような形にしたいということで、それで6,000万、庁舎の建設費に1億。なんでそれが1億になったのかというのは、とりあえず1億にしておこうかと。6,000万を減債基金に積んでおこうかというような考え方はです。

おっしゃるように全額を繰り越して翌年度に積み立てるということになりますというのと、決算をする場合において、国から何でこんなに多くの決算剰余金を出したんだというふうな、そういうお叱りも受けるわけです。そうすれば、今度は特別交付税の交付にも支障があるということで、やむを得ずこういった形にしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そういう事情はよくわかりますが、できれば議会の中で議論できるような仕組みも必要かなと思います。例えば、3月の補正の時点で補正予算の中で出して、大体6月の今の時期で増減をやるとか、そういう細かい配慮もちょっと必要なのかなと。

というのは、やっぱりお金の使い道ですから、議会で議論するのが基本ですよ、予算ですから。そういうふうなやり方ができれば、もう少し研究をしていただいて、よその議会では全額おっしゃるように財政調整基金のほうに受けてというやり方もあるし、繰り越しに

しとって、それを基金で上げるという市町村もございますから、いろいろなやり方があります。しょうが、説明責任がよくつくように、説明がよくつくようなやり方をもう少しお互い研究をしていかなければならないと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

先ほど申しますように、3月の終わり、20日ぐらいに決定が来るわけです。3月の議会に提案する予算というものは、2月の上旬には補正予算を組まんといかんわけです。その時点でははっきりしないものですから、こういう形になってるわけです。会期中にもう一回ということになれば、20日ぐらいには3月議会は終わりますので、それになかなか間に合わすことができないということもあります。

前もちょっと上げて、決算で専決補正で調整ということもおっしゃいましたけども、なかなか2月の時点では、目くら税を上げることはできないんですよ。穴をあけることはできませんので、からの歳入予算を上げることはできませんので。そこは研究していきますけども、そういう状況であるということをお理解いただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの古川議員の質問の中で、47ページの報償費、町ねりんピック実行委員会出務謝礼で47万3,000円減額しておりますが、当初予算は47万7,000円であったというふうなことでありまして、4,000円を何に使ったとかいうことでございます。

今ちょっと調べましたところ、途中47万7,000円のうちから、7節. 賃金のほうに予算がちょっと少なくなって、不足が生じたということで3,680円流用をかけてるようございまして、これについては戻しはしてるんですが、この専決補正の段階で47万7,000円を全て減額してよかったんでしょうけども、4,000円を差し引いた47万3,000円だけで減額していたというふうなことでございます。

支出の関係上、この3,680円を4,000円ということになりまして、その分でございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。12時25分から再開します。

午後0時12分 休憩

午後0時25分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

先ほどの41ページの2款、1項、5目の庁舎積立基金と次の42ページの10目、25節の積立金6,000万についてなんですけど、先ほど副町長から答弁があったんですが、もしこれを百武議員がおっしゃるように、もうちょっと議会と議論を交わせるようなスケジュールがもし組めるとしたら、先ほど3月20日にいわゆる3月議会が終わらなければいけないということになるわけなんですけど、それをもうちょっと伸ばして、ずらして、これをもっと議論できるような形にはできないのか、あるいは先ほどから議論の中にありますように、一旦やっぱり財政調整基金に積んどいて、その後考えるといいますか、緊急かつ大事なところに使えるような形をもう少しとったほうがいいんじゃないのかなと私も考えます。その辺のスケジュール的なところで、ある程度解消できないのか、あるいは財調に積むという考え方はやっぱりダメなのか、その辺のところをお話をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

まず日程的には、かなり厳しいんじゃないかなというふうに思います。だから、先ほど申しましたように、どうしても制度的には今やってるようなことでやらないといたし方ないのかなというふうなこともあります。というのは、財調基金に一旦積んどく方法、それからそのまま繰り越す方法があるわけです。繰り越して翌年度で積むという方法もあるわけなんですけども、そうした場合には、年度内に執行で使わなかった余っているお金というふうに見なすわけです、国は。財調に積んでも、余ったから財政調整基金に積むんでしょうと。そんなに多く繰り越しをしたというのであれば、収入が多いんでしょうと。そうなれば、特別交付税の算定にも影響が出てくるわけです。そこは物すごく強い指導が入ってくるわけです、

決算統計をする場合においては。

しかし、特定目的基金というのは、ある事業をするために前もってお金を積んでおきましょうと。一般の家庭でいえば、例えば大きな作事をする場合においては、ある程度自分のお金を貯金しますよね。そういったところを考えてもらえばよいというふうに思っております。特定目的基金というのは、事業する目的があって、そのために使うんですよとなればいいんですけども、何も使う目的がない、財政調整基金に積むというのは非常に厳しいというふうに私は思っています。

それがどうしても、議会の中で理解ができないということになれば、31日まで議会を延ばすとか、ちょっと無理だろうと思うんですよね、次の新年度の準備もありますので。ですから、そこはもう一回できれば、総務委員会なりなんなりで、勉強会といいますか、話をさせていただければなど。お互いに理解できるような形でこちらももっと説明しますし、そういう機会をつくっていただければなど。また、議会のほうとしても思いがあればそういった意見を出していただいて、議論させていただければなどというふうに思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

日程第4～6 議案第39～41号

○議長（川田保則君）

日程第4．議案第39号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第6．議案第41号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

議案第39号 専決第3号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決するものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,941万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、1款、国民健康保険料、1項、2目、退職被保険者等国民健康保険料から289万4,000円を減額して2,020万6,000円とするものでございます。これは、平成27年度の精査見込みによるものでございます。

8ページをお願いします。

3款、国庫支出金、1項、1目、療養給付費等負担金に1,001万2,000円を追加し、3億3,724万3,000円とするものです。これも平成27年度の概算交付決定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

9ページでございますけれども、同じく3款の2項、国庫補助金、1目の財政調整交付金につきまして1,619万8,000円を減額しまして、1億5,380万2,000円とするものでございます。これは平成27年度の交付決定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。10ページでございます。

4款、1項、1目、療養給付費交付金に765万8,000円を追加し、5,912万7,000円とするものです。これは平成27年度の退職被保険者療養給付費等の概算交付決定によるものでございます。

めくっていただき、12ページをお願いいたします。

6款、県支出金、2項、1目、県財政調整交付金から570万9,000円を減額して、9,642万

円とするものです。これにつきましても、平成27年度の交付決定によるものでございます。

次のページをお願いします。13ページです。

7款、共同事業交付金、1項、1目、高額医療費共同事業交付金を273万1,000円増額して、4,127万円とするものです。また、保険財政共同安定化事業交付金につきましても2,459万6,000円を減額して、4億1,923万1,000円とするものです。いずれも実績、交付決定による増減でございます。

14ページをお願いいたします。

9款、繰入金、1項、1目、基金繰入金に1,000万円を追加し、7,000万円とするものです。これは、県の調整交付金等に減額が生じたことと、次年度繰り越し財源を確保する必要があるために、国民健康保険準備積立基金を取り崩して補うものでございます。

17ページをお願いいたします。

11款、諸収入、4項、2目の第三者納付金につきまして241万9,000円を増額して、441万9,000円とするものです。これは、当初見込んでおりました交通事故等に係る第三者の納付金につきまして実績として増加があったもので、増額補正をしておるものでございます。

次に歳出でございますけども、23ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、1目、一般被保険者療養給付費から600万円を減額し9億7,400万円、2目、退職被保険者等療養給付費から197万5,000円を減額して5,800万円、3目、一般被保険者療養費から100万円を減額し740万円とするものです。これは、それぞれ決算見込みに伴うものでございます。

次は、28ページをお願いいたします。

8款、保険事業費、1項、1目、保健衛生普及費から242万5,000円を減額して953万円とするものです。これは、特定受診率の目標達成地区が少なかったことや短期総合健診の実績が少なかったものによる減額でございます。

次のページをお願いします。29ページです。

2項、1目、特定健康診査等事業費から270万4,000円を減額して、2,011万2,000円とするものです。これは、平成27年度の特定健診受診者の減少等によりまして、特定健診委託料等を減額するものでございます。

以上で平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 専決第4号 平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものがございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,233万円とするものがございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。平成26年度からの繰越金として、4款、1項、1目、繰越金に139万5,000円を追加し、141万9,000円としています。

9ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、先ほど申し上げましたように、繰越金等を4款、1項、1目の予備費に141万円増額計上し、144万1,000円とするものがございます。

以上、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第41号 専決第5号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものがございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,263万8,000円とするものがございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、1款、保険料、1項、1目、第1号被保険者保険料に1,000万円を追加し、2億5,576万1,000円とするものです。これは、特別徴収保険料の実績の増によるものがございます。

次のページをお願いいたします。7ページです。

6款、繰入金、1項、1目、介護給付費繰入金から800万円を減額し、1億4,200万円とするものです。これは、介護給付費の平成27年度精査見込みによるものがございます。2目、介護予防事業に係る地域支援事業繰入金について50万円を減額し、108万2,000円とするものです。3目は、包括的支援事業・任意事業に係る地域支援事業繰入金について150万円を追加し、231万1,000円とするものです。これらは、それぞれの事業の平成27年度精査見込みに

よるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項、1目、介護給付費準備基金繰入金から2,500万円を減額し、ゼロ円にするものです。これは、介護給付費の平成27年度の精査見込みにより基金繰り入れが不要になったものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費から1,340万円を減額し5億1,460万円に、3目、地域密着型介護サービス給付費から1,420万円を減額し1億9,850万円に、5目、施設介護サービス給付費から800万円を減額し2億3,400万円に、9目、居宅介護サービス計画給付費から230万円を減額し5,070万円とするものです。これらにつきましては、各種介護サービス給付費の精査見込みに伴い減額したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款、1目、介護予防サービス給付費から850万円を減額し5,550万円に、3目、地域密着型介護予防サービス給付費から60万円を減額し90万円に、6目、介護予防住宅改修費から70万円を減額し330万円とするものです。これらは、介護予防サービス給付費の精査見込みに伴い減額したものでございます。

ページをめくっていただいて、17ページをお願いいたします。

6款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金に2,600万円を追加し2,608万4,000円とするものです。これは、平成27年度歳計の余剰金見込み額を基金に積み立てて、次年度以降の介護給付費の増高に対応するものでございます。

18ページをお願いいたします。

給与費の明細書でございますが、給料を45万円減額をしております。これは、昨年11月に実施されました会計検査院の实地検査の折に指摘があったもので、介護支援業務、ケアプラン作成業務等について、職員の従事状況に応じて給料を計上することが求められたことによりまして、支出事務の関係から2号補正において計上しておりましたけれども、これは重複計上となっておりますので、今回減額を行うものでございます。

以上で平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。特別会計3件の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第42号

○議長（川田保則君）

日程第7. 議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第42号 専決第6号について、説明申し上げます。

平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ385万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,562万5,000円とするものでございます。

また、地方債の補正として、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。今回は決算を見込んだ補正で、歳入では受益者負担金、下水道使用料の増額、一般会計繰越金及び町債の減額であり、また歳出では建設費の減額が主な内容となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、限度額を変更するものでございます。公共下水道事業に係る起債の限度額を補正前の4,920万円を補正後は4,530万円と、390万円減額するもので、建設費の事業実績によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容を事項別明細書により説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、1款、1項、1目、下水道負担金でございます。補正額30万を増額し、補正後の金額を960万7,000円とするもので、これは新築等に伴う受益者負担金等の一括納入によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、下水道使用料でございます。補正額117万6,000円を増額し7,533万円とするものです。これも下水道接続件数の増による使用料の増額となります。

9ページをお願いいたします。

4款、1項、1目、一般会計繰入金でございます。補正額142万8,000円を減額し、1億7,730万7,000円を補正後の予算とするものでございます。今回、歳入歳出予算の計上による一般会計繰入金の減額によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款、1項、1目、下水道事業債でございます。補正額390万円を減額し、補正後の予算

を4,530万円とするものです。下水道工事の実績により、当初予定していた下水道事業債の借入入れが減額となったものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款、1項、1目、管渠建設費でございます。補正額218万円を減額し、9,833万7,000円とするものでございます。入札減等により218万円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。

3款、1項、2目、利子でございます。66万4,000円を減額し、補正後の予算を5,326万6,000円とするものです。下水道事業債などの利子の不用額を整理するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第43号

○議長（川田保則君）

日程第8. 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、内容説明を求めます。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第43号について説明をいたします。

議案第43号 財産の取得について、別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この根拠規定につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定がございますので、財産の取得に関しては、予定価格が700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めることとなっておりますので、根拠の条例といたします。

次ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

今回、契約をしようとする動産の取得についての内容でございます。財産の種類については、第2分団消防ポンプ自動車、数量1台、取得予定価格、1,785万9,590円、取得予定年月日は平成28年12月19日、納入場所、波佐見町役場。契約の相手方でございますけれども、大村市平町1933番地、株式会社ナカムラ消防化学、代表取締役中村康祐。

今回の消防の車両につきましては、第2分団に配備をされておりますポンプ車が平成6年12月に導入をされたものでございまして、22年の年月を経過しております。車両につきましては、現在動いている状況ではございますけれども、経年劣化等ございまして相当の修理等も必要となっております。

次ページをごらんいただきたいと思います。契約関係、入札関係につきましては、一応入札見積もりという形でここに記載をいたしております5社の事業者から見積書をいただきました。見積もりの額の内容については、ここに記載をしておいております。

6月2日の時点で、売買の仮契約を締結済みでございます。本議会において議決後、正式な売買契約ということになります。

以上で説明を終わります。御審議方お願いをいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、二、三ちょっと質問をさせていただきます。今回、動産の取得ということで、1,700万ほど、約1,800万になりますよね、上がっておりますが、現在の第2分団が使ってらっしゃるポンプ車、これは下取りとかは結局なかったんですよね。多分この前もこういった

ときはないということだったんですが、それは多分なかったかということの確認と、それとよその地区では、こういった動産を公売にかける、幾らかでもちょっと収入を上げるということをやっております。以前もちょっとお話したかと思いますが、今回はそういったことを考えてらっしゃらないのか。それと、今回導入されるポンプ車は、車両本体はどちらのメーカーでしょうか、お願いします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

3点の質問でございますけれども、下取り関係につきましては、下取りはありません。廃車の手続をとっていただくことになっておりますので、納入をした業者にそのまま引き取っていただいて廃車の手続をしていただくということになっております。

それから、当然、廃車をしていただき、引き取りをしていただきますので、町としての購買も予定をいたしておりません。

それから、車両の種類につきましては、契約の相手方でございます株式会社ナカムラ消防化学が開発をされた車両になっております。

以上です。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、車体と言いましたので、これは多分メーカーがどこかあるかと思います。

それと、22年使っていたということですが、どのくらい走行距離があったのでしょうか。もし、わかられば。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

車両の種類につきましては、私のほうがちょっと手元で確認できておりませんが、見積書を提出していただく仕様書の中には、いすゞもしくは日野の車両のメーカーを指定しておりますので、そのいずれかだと思いますけれども、ちょっと手元に資料がございませんので、後で報告させていただきます。

それから、現在使っております第2分団の車両の走行距離については、ちょっと私のほうで確認できておりません。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

同じ入札結果一覧表の中で、予定価格がこっちで1,800万と決めてありますが、これはどういうふうな手順で決められるのかを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

1,800万の根拠についてでございますけれども、まずは28年度の予算の確保をする際に、事業者の方から相応の見積書なりの提出をいただきます。現在の市場の中でどのような動きがあるのか、あるいはどの程度の価格があるのかというのを見積書をいただいて、その数字を精査したものを28年度の当初予算の要求に出します。要求した数字に対して、財政サイド、最終的には町長の査定を受けまして、1,800万という数字の予算の確保をいたしております。

現在は、ほぼ予算の確保額そのものを予定価格ということが通例になっておりますので、今回は予算確保をいたしました1,800万の予算の額を予定価格といたしております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど質問がありました中で未答弁の部分がありましたので、回答をさせていただきます。

走行距離につきましては、現在の使っております第2分団の車両は1万7,000キロ。それから、新しく購入をいたします車両のメーカーにつきましては、いすゞとなっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号

○議長（川田保則君）

日程第9. 報告第1号 平成27年度波佐見町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書を議題とします。

本案について、報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

報告第1号 平成27年度波佐見町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

補正第4号及び第5号におきまして、承認または変更承認をいただきました、ここに掲載しております7事業でございます。翌年度への繰越額は総額で2億2,100万円で、特定財源としましては国、県支出金が1億894万5,000円、町債が7,940万、これに伴い必要となる繰越一般財源が3,265万5,000円でございます。

各事業の内容等につきましては既に説明済みでございますので、割愛させていただきます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（川田保則君）

以上1件は報告事項でございますので、これで御了承願います。

日程第10 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第10. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、申し出がっております。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成28年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員